

2017（平成29）年度 講師・助言者派遣補助制度の運用について

日青協は、正会員で開催される各種集会・学習会・セミナー等を支援するために講師・助言者派遣にかかる旅費（交通費・謝金・宿泊費）を補助する制度を設けています。派遣対象は日青協役員が原則ですが、日青協OB・OG、日青協助言者等についても、正会員の要請にもとづき対応しています。正会員の事業を充実させるためぜひお役立てください。なお、実際の運用にあたっては、下記をご参照ください。

1) 制度の概要

- (1) 制度を活用できるのは前年度加盟分担金を全額納入した正会員のみとなります。年度中でも、当該年度の会費が納入された場合には、本制度を活用することができます。
- (2) 制度は年に2回まで活用いただけます。補助対象となる人数は1つの事業につき1名となります。ブロックでの研修会においても活用できますが1事業とみなしますので、ブロック内いずれかの正会員からの補助申請をいただき、1名のみの旅費支給となります。
- (3) 旅費の上限は50,000円までとし、残りは当該正会員で負担をお願いします。また、旅費算出にあたってはできる限り安価な交通経路での派遣をお願いいたします。なお、旅費精算については、日青協事務局と当該正会員でのやり取りと致します。
- (4) 派遣の際に発生するその他の費用は当該正会員で負担をお願いいたします。
- (5) 自然災害によって新たに経費が発生する場合は該当正会員で御対応下さい。

2) 申請にあたって

- (1) 制度活用の申請は日青協事務局長宛の公文書（様式は問いません）を事業実施日の2週間前までにお送りください。なお、口頭での申請や事後の申請は受け付けません。
- (2) 同時期に複数正会員が同じ講師・助言者を申請することが想定される1月、2月については、日青協事務局長宛の公文書（様式は問わない）を10月8日（日）第2回理事会までにお送りください。以降につきましては先着順とさせていただきますので、ご期待に添えない場合もございます。

3) 問い合わせ

日本青年団協議会 総務部 TEL:03-6452-9025 Email:jsc_soumu@dan.or.jp